

加美町公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

加美町公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本実施要領は、本業務を委託するにあたり、その実施事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

第2 業務概要

1 業務名

加美町公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託

2 業務内容

別紙「加美町公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託仕様書」のとおり

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 委託料提案上限額

(1) 2ヶ年で委託料提案上限額は19,400,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。
なお、各年度の内訳は、以下のとおりとする。

年度	委託料上限額	備考
令和7年度	9,500,000	消費税及び地方消費税を含む
令和8年度	9,900,000	
計	19,400,000	

(2) 当該委託料提案上限額は、本業務委託に係る必要経費の全てを含む。

第3 担当課

〒981-4292

宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

加美町役場 行政経営推進課

電話：0229-63-5255 FAX：0229-63-3398

電子メール：gyosei-manage@town.kami.miyagi.jp

第4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。（予定のため変更あり）

実施内容	日時
公募開始（公告日）	令和7年6月25日（水）
質問書の提出期限	令和7年7月9日（水）
質問書の回答期限	令和7年7月14日（月）
参加表明書等の提出期限	令和7年7月18日（金） 午後5時必着
企画提案書等の提出期限	令和7年7月29日（火） 午後5時必着
参加辞退書の提出期限	令和7年8月1日（金） 午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和7年8月6日（水） 予定
審査の結果通知	令和7年8月8日（金） 予定
詳細協議・見積徴収	令和7年8月中旬 予定
契約締結	令和7年8月下旬 予定

第5 参加資格要件

1 資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和6年・令和7年度加美町入札参加資格者名簿（物品役務）に登録された者であること。

※登録がなされていない場合

本町公式ホームページ【令和6年度・令和7年度加美町入札参加資格審査申請情報（物品役務）】にて詳細を確認のうえ、必要書類を提出すること。

https://www.town.kami.miyagi.jp/sangyoshinko/nyuusatsu_keiyaku/2575.html

[提出期限] 令和7年7月14日（月）午後5時必着

[提出場所] 〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地
加美町役場 総務課 契約管財係

[提出方法] 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、加美町入札等参加業者指名停止要項における指名停止措置を受けている期間のない者であること。
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、暴力団等排除措置要綱による排除措置期

間のない者であること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本町に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

第6 参加表明手続

1 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書及び関係書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類（提出部数：各 1 部）
 - ア（様式 1）参加表明書
 - イ（任意様式）会社概要（パンフレットでの代用も可能）
 - ウ（様式 2）業務実績調書
 - エ（様式 3）業務実施体制調書（組織図や連絡体制図等の追加提出も可能）
- (2) 提出期限 令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 5 時必着
- (3) 提出場所 第 3 に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

第7 企画提案書等の作成要領

参加表明書等を受理された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案書等は、別紙「企画提案評価基準」の内容に沿って作成すること。

2 提出書類

- (1) 企画提案書（提出部数：8 部）

A4 サイズ（横）で表紙・目次を含まずにページ番号を付記し、カラー両面印刷により作成すること。なお、ページ数は表紙・目次を含まず、全体で 20 枚以内（40 ページ以内）とする。

 - ア（様式 4）企画提案書
- (2) 見積書（提出部数：1 部）
 - ア（様式 5）見積書

3 提出方法等

- (1) 提出期限 令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時必着

- (2) 提出場所 第3に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

4 企画提案書の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 町は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 町は、企画提案者から提出された企画提案書について、加美町情報公開条例（平成15年 条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。

ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

第8 質疑応答

1 質問

参加表明書等及び企画提案書等の作成について、質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。なお、質問がない場合、提出は不要である。

- (1) 提出書類 (様式6) 質問書
- (2) 提出期間 令和7年7月9日(水) 午後5時必着
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 ア 電子メールによる。送信後、電話により受信確認を必ず行うこと。
イ 電子メールの件名は、「【質問】計画改訂支援業務(法人等の名称)」とすること。

2 回答

質問の回答は、本町公式ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする。

- (1) 回答期限 令和7年7月14日(月)
- (2) 回答方法 本町公式ホームページにて随時公表

第9 失格事項

1 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 審査方法及び評価基準

1 委員会の設置

企画提案の審査、評価及びプレゼンテーション審査参加者や受託候補者の選定を行うため、加美町公共施設等総合管理計画改訂支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の事務局は、第3のとおり 加美町役場 行政経営推進課 が所管する。

2 委員会の構成

町職員5名とする。

3 審査方法

(1) プレゼンテーション審査

委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。

ア 実施方法

- 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は計30分（プレゼン20分、質疑応答10分）とする。
- プレゼンテーションの内容は、事前に提出した企画提案書に基づく説明を基本とし、新たな資料の追加や修正等により、提案書の内容が変更となるようなものは認めない。
- プレゼンテーションの説明者は、パソコン操作員を含めて3人までとする。
- 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

イ 実施日時及び場所

- 日 時 令和7年8月6日（水）《予定》
*時間は、後日電子メールにて連絡する。
- 場 所 加美町役場 本庁舎 第一会議室（3階）
〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

ウ 結果通知

- 通知日 令和7年8月8日（金）《予定》
- 通知方法 電子メールで送付した後、順次書面にて通知

4 評価基準

得点は、委員一人あたり、別紙「企画提案評価基準」における4項目（基本方針、業務体制、企画提案、見積金額）の合計200点からなる。

5 受託候補者の選定

プレゼンテーション審査において、上記「4 評価基準」により、各委員の評価点を合計し順位を付け、最も評価点数の高い者を委員会の合議の上、受託候補者として選定し、次いで評価点数の高い者を次点候補者として選定する。

なお、最低基準点は 100点×5人=500点とする。

6 審査結果の公表

プレゼンテーション審査の審査結果については、本町公式ホームページにて、次の事項を公表するものとする。

(1) プレゼンテーション審査の結果

ア 受託候補者

(次点候補者の公表は行わず、結果通知において該当する企画提案者へのみ通知するものとする。)

(2) 審査結果

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

7 その他

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式7）を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年8月1日（月）午後5時必着

(2) 提出場所 第3に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

契約予定金額の10%以上（免除規定あり）

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

支払いは、年度毎に業務完了後に支払うものとする。

第12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 本プロポーザルに参加を希望する者又は企画提案者が1者の場合でも審査は実施する。